

中小企業の設備投資を支援します



雲南市は、中小企業等経営強化法において措置された、中小企業・小規模事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための「先端設備等導入計画」を作成して認定を受けた場合、認定した設備投資に対して固定資産税を3年間1/2（賃上げ方針を従業員に表明した場合は、最長5年間1/3）とする特例措置を受けることができます。

※2023年3月末となっていた適用期間を2025年3月末まで2年間延長

ポイント **固定資産税が3年間1/2**

1 「導入促進基本計画」の同意を受けた市町村において新たに設備を導入する中小企業者が対象

2 年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資（詳細下記）が対象

認定支援機関

（商工会、金融機関、産業振興財団など）

事前
確認



【中小企業等経営強化法】

国
（基本方針の策定）

協議

同意

雲南市
（導入促進基本計画の策定）

申請

認定

中小企業等
（**先端設備等導入計画の策定**）

対象設備（固定資産税の特例）

年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

【設備の種類等】（最低取得価額）

- ◆ 機械装置（160万円以上）
- ◆ 測定工具等（30万円以上）
- ◆ 器具備品（30万円以上）
- ◆ 建物附属設備（家屋と一体で課税されるものは対象外）（60万円以上）

※その他要件

- ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること
- ・中古資産でないこと

適用期間

市から「先端設備等導入計画」の認定を受け、**令和7年3月31日**までに取得された資産が対象となります。

本件に関するお問い合わせ先：雲南市 商工振興課 TEL0854-40-1052